お知らせ

6月23日(火)～29日(月)は男女共同参画週間です！「地域力×女性力＝無限大の未来」

■問い合わせ　男女共同参画推進ハーモニーセンター（☎874―5711）

男女共同参画社会とは

男性と女性が、職場・学校・地域・家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる社会です。

毎年6月23日～29日までの一週間を「男女共同参画週間」として、様々な取り組みを通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。これを機会に、ひとりひとりが幸せな社会を実現するために、私たちのまわりの男女のパートナーシップについて考えてみませんか。

男女共同参画週間行事

●**パネル展**
期間　6月24日(水)～30日(火)
場所　浦添市役所　本庁1階ロビー

●**行政相談**
日時　6月26日(金)13時～16時
場所　浦添市役所本庁1階ロビー
担当　山川　重子 氏（総務大臣委嘱行政相談委員　男女共同参画担当委員）

6月は「男女雇用機会均等月間」
～男女雇用機会均等法制定から30年～

厚生労働省では、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女の均等的な扱いや女性が活躍する社会の実現を目指して、均等法や「ポジティブ・アクション」への認識・理解を深める機会としています。

今年は、1985年に男女雇用機会均等法が制定されてから30年の節目の年です。

2013年の女性の雇用者数は、1985年の約1．6倍に増えました。しかし、女性を取り巻く環境にはまだまだ課題があると言えます。

●例えば、
・男女間の賃金格差（女性は男性の71パーセント）
・非正規雇用の割合（男性21％、女性56％）
・働いていた女性のうち、62％が第一子出産を機に離職
・女性管理職比率は約11％
・セクハラやマタニティハラスメント等の問題など。

女性の能力を最大限に活かすには、性別役割分担意識の払拭や長時間労働の見直しなど、男性を含めた社会全体で働き方を考える必要があります。それは、ワークライフバランスの充実など、男性にとっても豊かな生き方につながります。

ポジティブアクションについては厚生労働省のホームページをご覧ください。

市制施行45周年記念
さんかく標語＆写真大募集

市制45周年を記念して、男女が共に「自分らしく」生きられる社会の実現を目指した標語、メンズキッチンを実践している写真を募集します。応募方法・応募先は市ホームページをご覧ください。

http://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2015042000015/

お知らせ

毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です

■問い合わせ　健康づくり課（内線　3660）

▲詳細はこちら！

「食育月間」「食育の日」では、国や都道府県、市町村、その他関係者や関係団体等が協力して効果的かつ重点的に食育推進活動を行う機会とされています。

食育って？

食べることは生きることの基本です。食育というと、子ども中心というイメージを受けるかもしれませんが、赤ちゃんから高齢者まで、元気にいきいきと生活するためには健康な体が大切であり、すべての世代で食育が必要です。

沖縄県は全国に比べて肥満者の割合が高いという実態がありますが、浦添市も例外ではありません。肥満は生活習慣病や疾病等につながる要因となるため、子どもから大人まで自分自身で健康を守る取組が継続的に実践できるよう、生涯にわたる「食べる力」＝「生きる力」を育むことは大切です。この機会に家族や周りの方と「食」について考えてみませんか？

食育月間パネル展

食育に関するパネルの展示や食に関するパンフレットを配布します。ぜひお立ち寄りください。

展示期間　6月15日（月）～22日（月）
場所　市役所1階市民ホール

食生活改善推進員（食改さん）募集

浦添市では「食改さん」の愛称で、地域で食育推進活動を行っているボランティア団体があります。食や健康について学びながら一緒に活動しませんか？

栄養相談のご案内

「最近お腹周りが気になる」「食事に気をつけてと言われても具体的にどうしたらいいの？」など食事・栄養についてお気軽にご相談ください

日程　毎月第2・第4火曜日（祝日はお休みです）
※日程の都合の合わない方はご相談ください。
時間　13時～16時
利用料金　無料
申込方法　電話予約

お知らせ

6月は環境月間です♪ ～よりよい豊かな環境を未来に引き継ぐために～

■問い合わせ　環境保全課（ごみ関連）3211・3212（ハチ関連）内線3214（環境学習関連）内線3221

毎年6月は、「環境月間」と定めています。身近な環境から地球環境まで、私たちの周囲には様々な環境問題が発生しています。よりよい豊かな環境を未来に引き継ぐために、環境のことをもっとよく知り、考え、話し合い、そして行動することが大切です。

この機会に、節電・節水・エコドライブ・不用品のリサイクル・エコバッグ持参など、ちょっとしたライフスタイルの見直しをしてみませんか？

てだこ環境プランナー養成講座のご案内

環境保全課では、浦添市の環境をよくしていくため、大人・子供のそれぞれを対象とする「人づくり」講座を毎年開催しています。

今年も、大人対象の環境プランナー養成講座を開催します。

浦添市の自然・歴史等を学び、環境教育プランを企画・実践する講座です。講座内容や申込方法については折り込みチラシ又は市ホームページをご覧ください。

▲浦添大公園の自然観察

▲川の水質調査

▲文化財巡り

ハチにご注意！

多くのハチの場合、こちらから刺激しなければ刺されることはほとんどありませんが、ハチは種類によって習性が異なります。

各種ハチの習性や駆除方法等につきましては、市ホームページをご覧ください。

◀ミツバチの分蜂

▶スズメバチの巣

不法投棄は犯罪です！

みだりに私有地や公共の場所にごみを捨てる行為は、法律で禁止されています。

不法投棄を行った場合、行為者には廃棄物処理法第25条により5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金が科せられます。

【不法投棄への対策】

人の目が届きにくい土地は、不法投棄が多い傾向にあります。一方で、人の管理がなされているとわかる土地は、不法投棄されにくい傾向にあります。

私有地に不法投棄された場合、行政では回収することができません。日頃から土地所有者の方には適切な管理・監視を心がけるようにし、不法投棄されない状況を作ることが大切です。

台風時のごみ収集について

【台風が発生している時】

台風に関する情報をこまめに入手して早めに対応してください。台風時のごみ出しは御自身のみならず、周囲にも危険が及びます。次回のごみ収集日に出すようご協力お願いします。

お知らせ

ふるさと納税活用報告「浦添市ふるさとてだこの都市応援基金」皆さまのご寄附ありがとうございました！

■問い合わせ　企画課（内線2512）

平成26年度は「浦添市ふるさとてだこの都市応援基金」へ55件1，483，000円のご寄附をいただきました。

平成26年度は、平成24年度からふるさと納税を活用して行っている「中学生海外短期留学生派遣事業」150万円のほか、「児童週間事業」に約9万6千円、「まつり推進事業（第37回てだこまつり）」に10万円を活用させていただきました。

詳細な活用実績報告については、市ホームページをご覧ください。

皆さまの温かいご寄附に心より感謝いたします。

ふるさと納税制度が変わります！

「ふるさと納税枠を約2倍に拡充」

ふるさと納税を行う際、2千円を除いた全額が控除される限度額である「ふるさと納税枠」が、約2倍に拡充されました。平成27年1月1日以降のふるさと納税から対象となります。

「手続きがより簡単に『ふるさと納税ワンストップ特例制度』の創設」

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組み（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。

特例制度の適用を受ける際は、所得税の還付は行われず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。

※特例制度を受ける条件につきましては、市ホームページをご覧ください。